

賠償責任保険を使用する可能性があるときは、現場の写真を撮影しておきましょう。

安全共済会共済金給付請求について

『子ども会活動中』に事故が起きてしまったら、まずは**応急処置**を行い、病院等への手配等が済んだ後、次の手順で共済金の給付を申請してください。

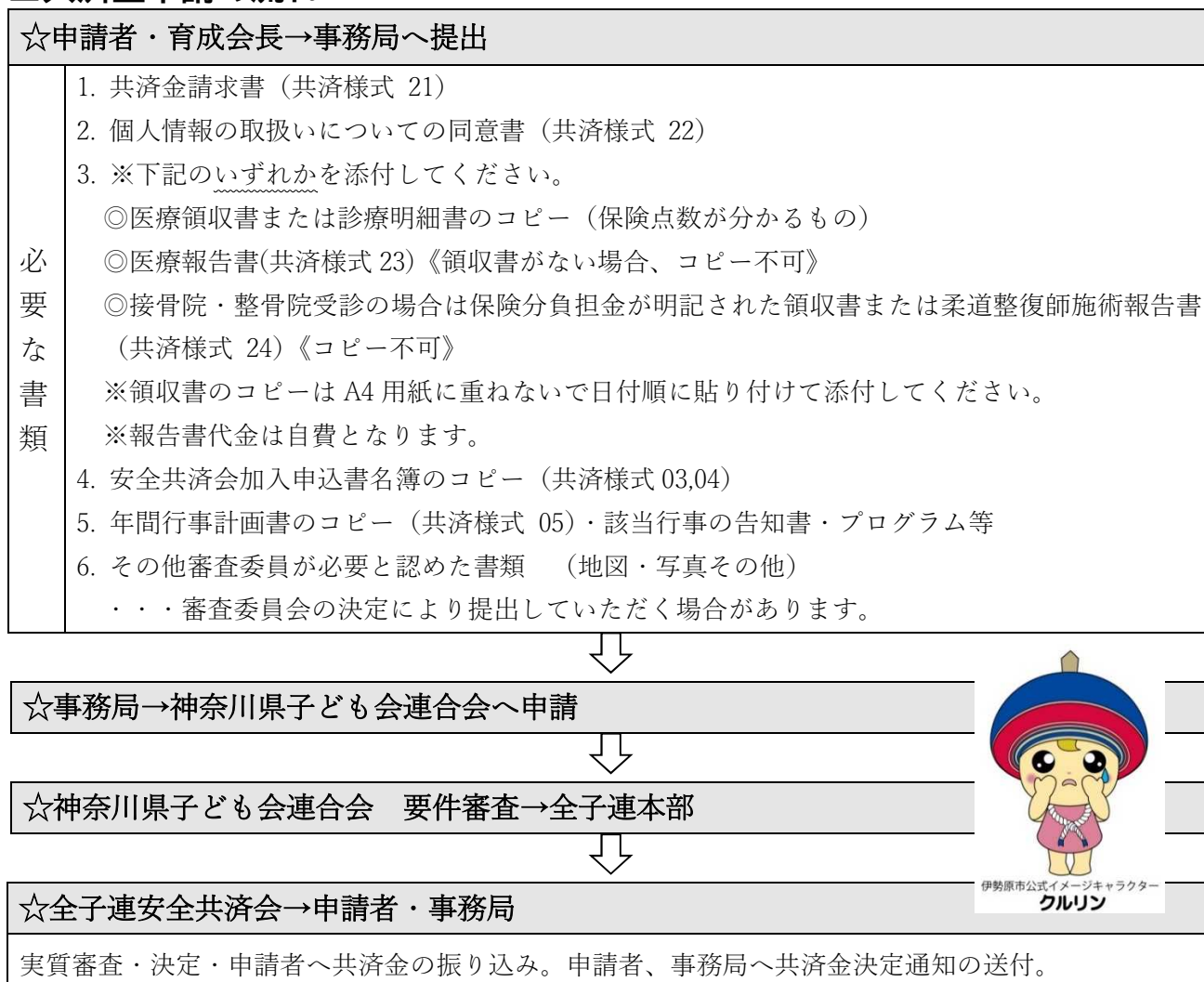
1. 事故報告(第一報)

*事故が起きたら、**1週間以内**に事務局(青少年課)に第一報をご連絡ください。次に、地区の会長さんに報告をお願いします。

2. 共済金給付請求申請

*ケガが完治したら、治癒の判定を受けた日から**25日以内**に事務局窓口にて、つぎの要領で共済金給付申請をしてください。ただし、事故発生日からその日を含めて180日を限度とします。

■共済金申請の流れ



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

※柔道整復師報告書(共済様式 24)は、文書費用が発生しない場合のみ提出してください。

文書費用を請求される場合は、保険分負担金明記の領収書または明細書をもって提出してください。

☆各書類は事務局(伊勢原市子ども部青少年課)にあります。

お問い合わせ先 **電話** 0463(94)4647(月～金 9:00-17:00、祝日、年末年始を除く)

Email seisyounen@isehara-city.jp

事故が起きたら、まず青少年課に連絡を!